令和8年度金山町職員採用試験

(資格免許職) 実施要領

金山町では、下記により金山町職員採用試験(資格免許職)を実施します。

1 採用職種及び採用人数

資格免許職 保健師: 2名

保育士: 2名

2 試験の期日、場所

区分	期日	時間	試験場	発 表
第 1 次 試 験	令和7年 10月19日(日)	受付 9:00~ 9:20 職務能力試験 9:30~10:30 職務適応性検査 10:40~11:00	金山町役場	金山町役場掲示板に合格者を掲示するほか各受験者に通知します。
第 2 次 試 験	令和7年 11月上旬以降	第1次試験合格者に通知します。	金山町役場	金山町役場掲示板に 合格者を掲示するほ か各受験者に通知し ます。

3 受験資格

昭和55年4月2日以降に生まれ、採用職種の資格免許を有する者または令和8年3月までに 取得見込みの者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁固以上(令和7年6月1日以降は拘禁刑)の刑に処せられ、その執行を終わるまで、 またはその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (2) 金山町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。

4 試験の方法

第1次 試 験	択一式による筆記試験の職務能力試験、職務適応性検査を行います。
第2次 試 験	第1次試験の合格者を対象として、主として人物評価についての面接による試験を行うほか、必要に応じて作文その他の筆記試験等を行う場合があります。

5 受験手続について

申込用紙は、金山町役場総務課または横田出張所で交付します。郵便による請求も可能です。電話またはメールによる請求はできません。

※郵送を希望される方は、封筒の表に赤で「試験申込用紙請求」と書き、140円切手を貼った宛 先明記の返信用封筒(角形2号)を必ず同封し、総務課総務係まで送付してください。

【送付先】

7968-0011

福島県大沼郡金山町大字川口字谷地393金山町役場 総務課 総務係

6 応募の受付等

申込用紙に必要事項を記入し、金山町役場総務課または横田出張所に持参するか、金山町役場総務課に郵送してください。電話またはメールによる申込みはできません。

申込書を郵送する場合は、110円切手を貼った自分宛の封筒(長形3号)を同封し、その表に 赤で「職員採用試験申込」と書き、簡易書留にて金山町役場総務課に送付してください。

受付後、受験票を送付しますので、受領した受験票に、最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真 (上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm) 1枚を写真欄に貼って試験当日に必ず持参して ください。(受験票がない場合、または受験票に写真を貼っていない場合は、受験できません。)

7 受付期間

令和7年7月1日(火)から令和7年9月24日(水)まで。(執務時間中に限ります。)郵便による申込書提出の場合は令和7年9月22日(月)までの消印のあるものに限り受付けます。

8 合格者の採用

第2次試験の合格者は採用候補者名簿に記載され、特別な事情がない限り令和8年4月1日付けで金山町職員として採用する予定です。

9 試験職種と主な職務内容等

●保健師

母子保健業務

妊娠期から出産期までの母子のサポート、乳幼児の健康(検診や予防接種、健康相談)のサポート、発達についてのサポート

成人保健指導

健診、特定保健指導、予防接種、個人の健康に関する相談へのアドバイスや医療機関との連携、 難病の方へのサポート

精神保健 · 福祉関連業務

高齢者や障がい者の生活環境の整備へのサポート、介護予防事業、要保護児童に関する業務 上記に伴う政策の立案と実施、及び事務作業

●保育士

保育業務

町内にある保育所で保育士としての業務

10 給与・勤務時間等

【初任給】

初任給は以下のとおりです。

試 験 職 種	初任給(月額)
保健師	大卒 259,800円
保育士	短大卒 207,900円

※就業経験等により加算がある場合があります。

また、人事院勧告等により条例が改正された場合は、その改正に基づき支給されます。

【期末・勤勉手当】

給料月額及び扶養手当を算定基礎とし、年間4.60月分(令和7年度)の期末・勤勉手当が支給されます。

【各種手当】

扶養手当、通勤手当、住居手当、寒冷地手当などの各種手当がそれぞれの支給要件により 支給されます。

【勤務時間と休暇等】

勤務時間:午前8時30分から午後5時15分まで(休憩1時間を含む)

休 日:週休日(土曜日・日曜日)及び祝日

休 暇:年次有給休暇、特別休暇など

11 保健師人材確保対策給付金について

保健師として採用された場合には、下記の内容の給付金を受け取ることができます。

●対象者の要件

以下のすべてに該当する方が対象者となります。

- (1) 保健師の資格を有している方
- (2) 5年以上継続して勤務できる方
- (3) 町税等の滞納がない方

●給付金の額

基本額として 50 万円を給付します。また、保健師の資格に基づく勤務経験が 5 年を超える方については、1 年につき 10 万円を加算して給付します。(5 年分を上限とします。)

●給付金の支給時期

採用後6ヶ月を経過した後に支給します。

●給付金の返還

5年以上の継続勤務の要件を満たさなかった場合は次により給付金を返還していただきます。

在職期間が1年未満の場合 全額返還

在職期間が2年未満の場合 支給額の8割返還

在職期間が3年未満の場合 支給額の6割返還

在職期間が4年未満の場合 支給額の4割返還

在職期間が5年未満の場合 支給額の2割返還

12 その他

この試験に関し不明な点は、金山町役場総務課総務係(住所:〒968-0011 大沼郡金山町大字川口字谷地 393 電話:0241-54-5111)にお問い合わせください。